台風や集中豪雨に備え、

量で迷惑している」などの場

()番」へ通報を。

てください。

ただし、

「大 音

中野区都市計画審議会

☆先着25人。案件については、区

中野区地域包括支援

センター運営協議会

平成30年度の地域包括支援センター運

覧になるか、下記へ問い合わせを

【問合せ】都市基盤部経営担当/9階

江古田の森公園多目

平成30年度の税額決定通知

(運転免許証など)を、

代理

き)で納付している方へ

給与特別徴収(給与天引特別区民税・都民税を

納税者本人が交付(1通3百円)。

|人確認できるもの| |4人が交付申請す

書を郵送します

給与特別徴収分の平成30

任状 (納税者本人の自署また

へが交付申請する場合は委

は押印があるもの)と代理人

の本人確認ができるものを

お持ちください。

☆給与特別徴収と他の徴収

ど日常生活での困りごとにつ

土地や家屋、

金銭貸借な

£(തവവ®)1566®

· 団 体

は(%2000)80001 都市計画担当/9階 ☆当日直接会場へ 的広場(江古田3 日時

5月17日(木)午前9

になれます。

する工法などの実演をご覧 方法や住宅への浸水を防止 行います。

土嚢を積んで浸水を防ぐ

税·国保

消防団が合同で水防訓練を 区と中野・野方の両消防署・ (3228)5674 (3228)5592 (3228)5692

ります。

騒音全般の苦情について

環境公害担当へ連絡

回収車を安易に呼び止める

トラブルの原因にな

☆当日直接

会場へ

FAX (3228) 5668

中野区合同水防訓練

6

「中野の空襲」平和企画展示

耐震化促進の お知らせを配布します

耐震化促進担当/9階

☆当日直接会場へ

☎(3228)5576 FAX(3228)5471

5月13日(日)、新聞折り込みで各戸 に配布します。区■でご覧になれる他、 区役所9階耐震化促進担当窓口でも配布 します。

役所1階区民ホ 14日(月) /午後5時、区月)/8日(金) ルで 時

日時 耐震化促進担当/9階 区Ⅲをご覧になるか、 な日頃の備えを確認できま 車体験などを通して、 **科(3228)5471** ☆ (の N N ®) 5 5 7 6 化促進担当へ問い合わせを。 専門家による無料耐震相 午 防災用品の展示、 内容について詳しくは、 5月20日(日)午前10 後3時半 階正面玄関

必要 起震

① 5月 日時·会場 午前8時半

めて、 ないよう、 空襲の写真を展示します

います。 4百人以上の方が亡くなって こうした惨劇を再び招か 中野の空襲や東京大 平和への願いを込

区からのおしらせ(催し)

フォーラムin中野 大震災に備える





月

中野の地域一帯は空襲

を受け、

判明しているだけで、焼け野原になりま

した。

最終日は午後4時まで

▲東中野一丁目付近の焼け跡(昭和22年)

○ (3228)8987
(3228)5476

昭和20年(1945年)5

平和・国際化担当/4

民泊」が6月15 日から始まります

医薬環境衛生担当(中野区保健所内) ☎(3382)6011 FAX(3382)6667

昨年6月に成立した住宅宿泊事業法(住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊場所を 提供する「民泊」のルールを定めた法律)が、今年6月15日に施行されます。

HPで 詳しく オ

これに伴い、区は、民泊の実施による地域活性化と良好な住環境の確保の両立を図るため、独自のルールを決めました。

中野区独自のルール

●住居専用地域では平日の「民泊」を禁止

耐震

住居専用地域(※)を事業の実施を制限する区域(制限区域)と定め、こ の区域内では、平日の期間(月曜日の正午~金曜日の正午。ただし、祝日 等の正午から翌日の正午までの期間は除く)は、原則として事業の実施を 禁止します。

また、制限区域内で事業を実施しようとする場合は、近隣住民に対し事 前周知を行わなければなりません。

※住居専用地域=都市計画法に定める第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域

●制限区域内での許可制度

家主同居型(ホームステ イ型)で右記の要件を満た す事業者は、区長の許可を 受けることにより、制限区 域内でも平日に事業を実施 することが一定の条件を付 した上で認められます。

- 届け出住宅に住民登録があり、申請日 まで3年以上継続して居住している
- 法令上の義務を履行する能力がある
- 周辺住民の理解を得ている
- 日本語で十分な意思疎通ができる

☆許可の申請は、5月7日から受け付け

☆上記以外のルールについて詳しくは、区配をご覧になるか、医薬環境 衛生担当へ問い合わせを

地域活性化への活用を進めます

現在、国内外からの旅行者が増加してお り、今後も宿泊の需要が増えることが見込ま れます。区は、区内への経済効果を高める ため、民泊を区内資源の一つと捉え、地域 活性化への活用を進めていきます。

外国語に対応した観光案内で

家主居住型の民泊などに観光案内所とし ての機能を持たせ、パンフレットやポスター での情報発信や多言語による道案内などに 活用するため、民泊事業者等に協力をお願 いすることを検討していきます。

宿泊事業者への支援

- 講習会の実施や民泊事業者等への支援
- ●ビジネスモデルの構築や既存事業の活用
- 観光事業者等や中野区商店街連合会、 民泊事業者など、関係者間の情報交換や連 携体制構築を促進するための体制整備

届け出方法、許可申請などについて=医薬環境衛生担当☎(3382)6011

催

午前8時半~午後5時、江②5月2日(火)~9日(火) 町 2 3 -

☆①②とも、当日直接会場 古田区民活動センター(江原

役 所 1 14日から、地域事務所課税(納税)証明書を、 階証明担当で交付.

地域事務所、

区

5 月

います。 民間の廃品 年度特別区民税・都民税の

収集することはできません。 粗大ごみを出す目的で廃品 回収車が家庭の粗大ごみを 原則として、

₩(mmæn)m1m5 環境公害担当(中野区保健所内) うたう民間の車が走行して ご注意を 民間の廃品回収車には 区内全域で、 廃品回収を

> 分の税額決定・納税通知書 日に勤務先に郵送します。 税額決定通知書を、 年度特別区民税・都民税の ☆普通徴収・年金特別徴収 て受け取ってください 勤務先の給与担当者を通じ 5 月 14

明書の交付を受けられます 5月4日から課税 (納税)証 する予定 給与特別徴収分の平成30 6月12日に自宅に郵送

FAX (3228)8747 **7** 税額決定通知書について問合せ(いずれも区役所3階) (MNN®)®91 区民税課税担当/3階

月12日に交付を開始します 合、全ての税額が決定する6 方法を併用している方の場

ます。

必ず事前予約を 弁護士に相談ができ

課税 (納税)証明書について =課税調整担当/3階

£X (3228)89147 ★ (3228)89147 3

申込み 日時 対象 担当へ。先着12人 の相談時間は30分 ☆6月以降も毎月第3日曜 10時から電話で、 5月20日(日)、 4 時 その他の相談日 $\frac{1}{2}$ 午

区役所1階専門相談室 区内在住の方 5月15日(火)午前 区民相談 人当たり 後

£ (30000)00000 € (30000)00000 区民相談担当/1階 第3日曜日の法律相談

土地建物無料相談会

相

をご覧になるかなどについて詳ー

か、

同担当へ

問い合わせを

営計画について 5月21日(月)午後6時半から 区役所7階会議室

5月16日(水)午後2時から

区役所4階第1委員会室

☎(3228)8840

【問合せ】地域包括ケア推進担当/5階 **2** (3228)5609 FAX (3228)8716

5月1日~31日

自転車安全利用 「OKYOキャンペーン実施中

生活:交通安全担当/8階 ☎(3228)8886 FAX(3228)5658

区内では、自転車事故が多数発生し ています。交通ルールを守り、安全に 自転車を利用しましょう。

問合せ先 地域活性化への民泊事業の活用について=グローバルビジネス推進担当☎ (3228)5467

同協

日に実施。